

ぐんま食の安全情報

食の安全に関する様々な情報を届けします

群馬県食品・生活衛生課 令和8年2月発行 Vol.220



水道水の安全を守る取り組み

水道は、私たちの生活に欠くことのできないライフラインであり、県民の生命と暮らしを守る重要な役割を担っています。また、ここ数年、PFAS（ピーファス）という物質がメディアなどで取り沙汰されていますが、皆さんはこれがどんなものかご存じですか？

今回は、水道の安全はどう守られているのか、また話題のPFASについても紹介します。



水道水には基準があります

日本の水道は、世界的に見ても安全な水質を誇っており、蛇口から給水される水道水が直接、飲用できる世界的にも数少ない国といわれています。

水道水の安全性を担保するために、水道法等によって水質基準が定められており、水道事業者は、この基準に合致した水道水を供給しなければなりません。

法令で定められる水質基準の具体的な項目や基準値は、新たな科学的知見などに基づいて、年々見直されています。



定期的に実施される水質検査

水道事業者は、水質を常時把握し、その異常を発見するために、定期的に水質検査を実施しています（法令により遵守・検査義務あり）。

定期的に実施される水質検査の内容は下表とおりです。

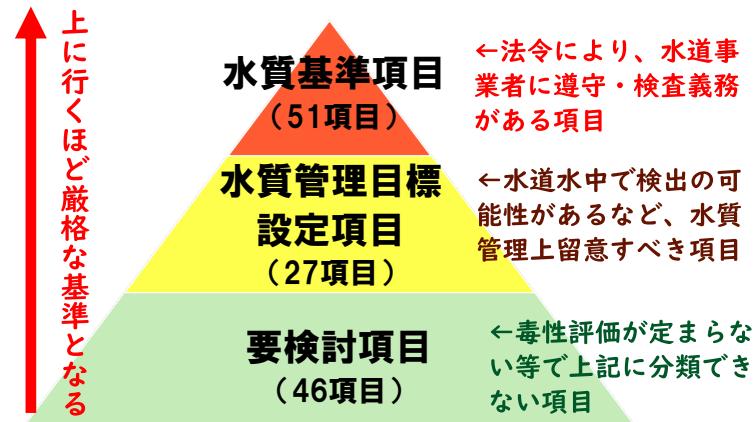
【定期の水質検査】

頻度	チェック内容
1日1回以上	色・濁り・消毒の残留効果の3項目 *土日・祝日でも検査を実施！
1か月に1回以上	一般細菌・大腸菌・味・臭気・pH等 水質基準の基本的な9項目
3か月に1回以上	水質基準項目全て（原則）

さらに、水道により供給される水が水質基準に適合しない恐れのある場合には、臨時の水質検査を行います。

検査結果に不適合がある場合は、速やかにホームページや報道提供などにより情報を公表するほか、原因究明に努め、必要な対策が取られます。

水道の水質基準等はこんな体系になっています！



ちなみに 水道事業者とは？

各市町村の水道局、企業団、水道組合などがあります。



具体的な項目などは
こちら→



【環境省HP】

コラム

県が実施する水質監視



将来にわたって水道水源の安全性を確保するため、県では「群馬県水道水質管理計画」を策定し、県と水道事業者が協力して、全県的な水質検査を年2回実施しています。

水質検査の対象地点は、20地点（主要河川:11、地下水:9）で、各地点の浄水処理前の原水または浄水処理後の浄水を検査しています。

令和7年度の水質検査は7月に1回目を実施済みで、令和8年2月に2回目を実施予定です。

令和7年度の水質監視結果の概要は、
こちらからご覧になれます→



【県HP】

裏面では話題のPFAS(PFOS及びPFOA)について
最新の情報を絡めてご紹介します！





今話題の“PFAS”とは？

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「**PFAS(ピーファス)**」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。

／代表的なものはこの2つ！／

ピーフォス PFOS

(ペルフルオロオクタンスルホン酸)

主な用途

メッキ処理剤、泡消火薬剤 など

ピーフォア PFOA

(ペルフルオロオクタン酸)

主な用途

撥水剤、界面活性剤 など

特徴

これらの物質は、幅広い用途で使用されてきましたが、難分解性、高蓄積性及び長距離移動性という性質があるため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、現在は製造・輸入等は原則禁止とされており、規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。



PFASに対する国の見解

令和6年6月に、国のリスク評価機関である内閣府食品安全委員会が、PFASの健康影響について、国として初の評価書を取りまとめました。

この中では、「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度のPFOS・PFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものと考える」とされています。

● 令和8年4月1日より、PFOS・PFOAが「水質管理目標設定項目」から「**水質基準項目**」に引き上げられます。



● PFOS及びPFOAに係る水質基準が「**1リットル当たり50ナノグラム以下**」に設定されました。

*1ナノグラムは、1グラムの1,000,000,000分の1のことです。

▶ **これは、毎日2リットルを一生飲み続けても、健康への悪影響が生じないと考えられるレベルです。**

※PFOS・PFOA以外のPFASについても、現在、8種類が要検討項目に位置付けられ、情報・知見の収集が行われています。

一方で、「PFASにばく露される媒体(飲料水・食品等)における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その検査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることが必要である」とされています。

国(環境省)では、PFASについて科学的知見等の充実など総合的に取り組んでいくとともに、分かりやすい情報発信に努めています。



ミネラルウォーターの規格基準も決定！

そもそも、食品の「規格基準」とは？

食品衛生法に基づいて定められた「安全かつ良質な食品」であることを確保するためのルールのようなものです。

令和7年に国(消費者庁)では、清涼飲料水としてお店などで販売される「ミネラルウォーター類」について、PFOSとPFOAの規格基準(成分規格)を設定しました。

水道の水質基準と同じ！

基準値:PFOS及びPFOAの合算値として

1リットル当たり50ナノグラム以下



<PFASについてより詳細な情報は…>

関連する省令の改正や、新たな調査結果等の最新情報を踏まえて「PFASハンドブック」(環境省)が令和7年12月に更新されました！より詳しい情報が掲載されています。

食の安全に関する
タイムリーな情報を
あなたの
スマホ・PCに
お届け
します♪



受け取るための2ステップ



- ① 群馬県デジタル窓口を友だち追加



- ② ぐんま食の安全情報を受取設定



参考
【環境省HP】
有機フッ素化合物(PFAS)について



本紙の感想や食品安全に関する質問・相談などは、こちらへ。

「ぐんま食の安心ほっとダイヤル」

TEL:027-226-2424

FAX:027-243-3426

メール:shokuseika@pref.gunma.lg.jp

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県 食品・生活衛生課 食品安全推進室